

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年2月27日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第1号

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和33年佐賀県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後					
別表第1（第2条、第3条関係）					別表第1（第2条、第3条関係）					
組織		職		区分	組織		職		区分	
知事	本庁	略				知事	本庁	略		
		農林水産商工本部	国際戦略統括監	1種	農林水産商工本部			国際戦略統括監	1種	
			企業立地総括監	2種				企業立地総括監	2種	
			雇用対策総括監	2種				雇用対策総括監	2種	
			国際戦略推進監	3種				国際戦略推進監	3種	
			ILC推進監	3種				ILC推進監	3種	
		特区調整監	4種	特区調整監	4種					
団体検査・指導監	4種	団体検査・指導監	4種							
略				略						
略					略					
略					略					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。